

(2) 国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じるとともに、需要拡大と品質の向上をはかるため、木材の乾燥の促進等に対する支援や集材材等の高次加工技術の研究開発を強化すること。

また、国産材を利用した場合の優遇措置や木材利用に関する規制緩和、情報提供、PR活動により、国内需要の拡大をはかるほか、輸出入促進に向けた環境の整備をはかること。

(3) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

6 森林・林業行政に係る地方財政措置の充実

(1) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」について、適切な措置を講じること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実をはかるとともに、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する、森林・林業行政費」を新設するなど所要の財政措置を講じること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

16 水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。

しかし、水産業及び漁村をめぐる環境は、水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、輸入の増大等による水産物価格の低迷、さらには漁船用燃油価格の高止まり等極めて厳しい状況にある。

このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、新たな「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 新たな「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づき新たに策定された「水産基本計画」及び「水産基本計画工程表」を踏まえ、経営安定対策や資源回復対策など、具体的な施策の速やかな推進をはかること。

2 水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な

消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

特に、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行なわれるよう措置すること。

(2) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること。

(3) 産地市場の統合及び機能強化により、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と水産加工業の体質強化を推進すること。

(4) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管対策を強化すること。

また、世界的な水産物需要の高まりに対応し、水産物の輸出促進に向けた環境整備をはかること。

3 適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉及び各国とのEPA・FTA交渉等においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に

支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

特に、のり養殖業など国内水産業

の経営維持の必要から設けられている輸入割当制度（IQ制度）については、その堅持をはかること。

4 漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定をはかるため、特に漁船漁業の構造改革を進めるとともに、収入の変動による影響を緩和するための新たな経営安定対策の早期導入をはかること。

また、漁船用燃油価格等の高止まりは、漁業経営に深刻な影響を与えているので、金融税制対策や省エネルギー型漁業の確立・普及など、必要な対策を早急に講じること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援し、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進するとともに、外国人研修制度の拡充をはかること。

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業共済制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の見直しを推進するとともに、制度の普及及び加入の促進等に努めること。

5 資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管

活 動

型漁業の推進に努めること。
特に、近年大量発生が繰り返されている「大型くらげ」対策を強化すること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているため、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

6 つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開をはかるため、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めるとともに、漁場の造成等に合わせ種苗放流を一体的に推進すること。

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかるとともに、その環境の維持・改善の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興をはかるとともに、全国的に発生

している「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策の強化をはかること。

また、生態系に悪影響を与えている外来魚に関する総合的な対策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。

7 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産業・漁村の多面的機能の維持増進と離島漁業の再生をはかるため創設された「離島漁業再生支援交付金」については、必要な予算を確保するとともに、適用地域を離島以外の条件不利地域へも拡大すること。

(2) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。

(3) 新たな「漁港・漁場整備長期計画」のもとに、産地機能の強化、施設の着実な維持更新をはかるとともに、魚礁の設置や藻場・干潟の保全・造成等により水産資源の回復に努めること。

(4) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流など、地域のニーズに対応した海岸整備を計画的に推進すること。

8 漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり

活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

(2) 赤潮・貝毒及び有害物質による漁業被害防止等に関する技術開発を促進し、水産関係の問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 漁具、漁網、FRP漁船など漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

また、外国等からの漂流・漂着ゴミに関して、本年度から関係省庁において対策が創設・拡充されたが、対象が「漂着量が1,000立方メートル以上の場合に適用」とされるなど、地域においては活用し難いものもあるので、多大な財政的負担等を強いられている町村が十分に活用できるように、適切な措置を講じること。

(5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講じること。

9 海外漁場の確保等

(1) 漁船漁業の経営を安定させるため、国際的な資源管理に貢献するとともに、海外における遠洋漁業の漁

場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

10 試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

11 漁村地域に対する地方財政措置の充実

漁村は、辺地、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかるとともに、地方財政措置を充実すること。

17 地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業立地の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 地域産業の育成と工業等の導入促進

(1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネット

活 動

ワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進と広域市町村レベルでの産業施設の集約化を推進すること。

また、新たに制定された「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化等について積極的な支援を行なうこと。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定するとともに、その策定にあたっては、農村地域の実情や我が国の産業構造の変化を踏まえ、対象業種の拡大をはかること。

また、同法に基づく固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置の期間延長をはかること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業の振興をはかるため、技術の継承、意匠の開発、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

2 地域商工業対策の充実

(1) 地域中小小売店の振興や空洞化が深刻化している町村の中心市街地の活性化をはかるため、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行などに対する適切な措置を講じること。

(2) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対

応できるように政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業に対する信用補充制度を充実強化すること。

(4) 中小企業の後継者への事業承継を円滑にするため、非上場株式の贈与及び相続が後継者の大きな負担となつてきていることから、税制面での優遇措置をはかること。

(5) 原油価格の高止まり等により収益が圧迫され、価格転嫁が困難となつている中小企業等に対して、金融・税制両面からの支援を強化すること。

18 生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備について適切な措置を講じること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

(3) 水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2 污水处理施設の整備促進

(1) 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、下水道事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

(2) 農業集落排水事業、漁業集落排水施設整備事業の整備について適切な措置を講じること。

(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の整備について適切な措置を講じること。

(4) 各種污水处理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、污水处理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種污水处理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化をはかることから、地域の実情に応じた簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

(平成17年度末の污水处理人口普及率 全国ベース80・9%、5万人未満の市町村62・9%)

3 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、都市公園等事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の都市公園等事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

4 住生活基本計画を推進すること。

5 火葬場・斎場等の施設整備につい

て適切な措置を講じること。

19 道路の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 道路網の整備促進

(1) 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

(道路実延長のうち、84・5%を占める市町村道の改良率は54・6%、舗装率は17・7%)

(2) 道路特定財源の安定確保をはかること。

(3) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(4) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持すること。

2 落石、崩土等の発生を未然に防止するとともに、雨量規制による支障を改善するため法面保護、落石防

活 動

止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、道路冠水対策、冬期除雪迅速化など適切な措置を講じること。

3 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の交通安全等整備事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

20 河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、治水事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の準用河川改修等の治水事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

なお、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮するとともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

2 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、海岸事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の海岸事業の整備を重点的に推進

する等、適切な措置を講じること。

21 土地対策の確立

土地政策については、豊かで安心できるまちづくり・地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策を総合調整すること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

2 特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

3 公共事業について、土地収用制度上の事業認定をつけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

4 「第5次全国調査事業十箇年計画」を計画的かつ着実に推進すること。

22 災害対策の推進

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

(お問い合わせ・お申し込み)

財団法人 交通遺児育成基金 (国土交通省所管) 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3 紅谷ビル9階

☎ 0120-16-3611 (通話無料)

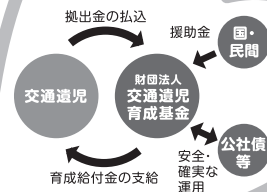
http://www.kotsuiji.or.jp

協力団体/ 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5276-4451) 財団法人 自動車事故被害者援護財団 (TEL03-3237-0158)

交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

交通遺児育成基金の仕組み



●満13歳未満(0~12歳)まで加入できます。

●拠出金は加入年齢で金額が異なります。

●育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

●給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。

●入学・就職や給付終了時にお祝い金を支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

台風等による集中豪雨、頻発する地震等の災害に対し、災害復旧と住民生活の安全を確保するため、災害対策を一層充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制を強化し、災害予防・応急・復旧対策を確立すること。

また、地震災害に関する資料の収集等を推進するとともに、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材を育成すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフライン及び基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を強化すること。

(3) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(4) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水を確保するとともに、食料の備蓄及び炊き出しのための資材を整備すること。

また、緊急時における仮設トイレの設置など、保健衛生面についての整備並びに災害そのものや避難所生活において受ける精神的ストレスに対するメンタルヘルスケアについての体制を整備すること。

(5) 自主防災組織の強化とその活動が円滑に推進できるよう、補償制度

を確立するなど、適切な措置を講じること。

また、防災等ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(6) 近年の災害の多様化を踏まえ、防災対策を総合的に充実強化するため、防災基本計画の必要な見直しを行うとともに、町村が地域防災計画を見直す際は適切な措置を講じること。

(7) 災害時に避難場所となる施設に対する財政措置を拡大すること。

2 地震予知体制の確立

(1) 地震、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進すること。

(2) 東海地震及び東南海・南海地震等の大規模地震に対し、観測体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、津波対策を充実するとともに、携帯電話等の移動通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

(3) 地震予知については、地震の被害を軽減するために重要なもので、精度を高めるための調査研究を推進すること。

3 非常時における情報通信システムの整備を推進すること。

4 次期「社会資本整備重点計画」を策定し、海岸事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。

また、治山治水事業を推進するとともに、火山地域の防災対策に万全

を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

5 災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備など応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法」の対象に住宅の建設費用等を含めるとともに、「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対し、適切な措置を講じること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付限度額を引き上げること。

6 観光産業や伝統工芸等の地場産業を復興し、地域経済を早期に回復させるため、社会インフラの早期復旧及び風評被害の防止に努めるなど、万全の支援措置を講じること。

7 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により、再度災

害防止対策を推進すること。

8 町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、自然災害防止事業債の所要額を確保すること。

23 町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 消防設備の整備

消防防災設備については、適切な措置を講じること。

2 大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について早急に推進すること。

(2) 防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備等については、適切な措置を講じること。

(3) 林野火災に対する総合的対策を推進するため適切な措置を講じること。

3 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊

活 動

員に対する教育訓練を充実すること。

4 消防団の活性化

(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。

(2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発及びPRを積極的に行うこと。

24 暴力の根絶と安全・安心まちづくりの充実強化

銃器を使用した凶悪事件等が相次いで発生している現状に鑑み、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪などあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等をはかることは緊急の課題である。

よって、国は、次の事項について実現されたい。

1 銃器対策を強化すること。

2 行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。

3 誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

25 戸籍制度の見直し

戸籍事務については、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている現状に鑑み、本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

また、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対して、適切な措置を講じること。

26 公職選挙制度の改善

区、市、町村別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

27 地域交通対策の推進

町村は地方バス路線、離島航路及び空路等、真に必要な不可欠な生活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の維持・整備をはかることが重要な課題となっている。

よって、国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通の活性化・再生の取り組みについて、適切な措置を講じるとともに、次の事項を実現されたい。

1 広域的、幹線的な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、生活交通確保のための財源についても十分な措置を講じること。

また、地域協議会における協議結果については最大限尊重すること。

2 離島航路は極めて重要な交通機関であるので、安全の確保をはかるとともに、その維持について適切な措置を講じること。

また、離島空路は離島振興に不可欠な交通機関であるので、「離島空路整備法」(仮称)の制定など維持安定化をはかること。

3 第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、適切な措置を講じること。

4 駅及び公共交通機関等のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、適切な措置を講じること。

28 エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、地球温暖化をはじめとする地球環境問題さらには原油価格の高止まりを踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかる対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 新エネルギーの開発・導入の推進
エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電及び波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の対象となる電源に、廃棄物発電や1,000kw以上の中小水力を加えるとともに、電気事業者に対する新エネルギーの利用義務を拡大すること。

2 原子力利用の安全対策の強化
原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て推進すること。

3 環境影響評価の推進

道路、ダム等の大規模事業を対象に、検討段階から複数案での環境面の比較評価を行い事業計画に反映させる「戦略的環境アセスメント」について、発電所を対象事業とすること。

4 省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・学・官の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

5 石油の価格安定及び安定供給対策の推進

石油の価格安定対策を強力に推進するとともに、安定供給の確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

6 電源立地地域対策交付金制度の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実をはかるとともに、水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

29 過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、過疎地域自立促進計画を作成し自立促進のための施策を推進しているが、今なお引き続き若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 平成21年度末に期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法については、これまでの過疎地域の努力と役割を重視し、過疎対策の枠組みを生かした上で、新たな法律を制定すること。

また、現行過疎指定町村を引き続

き対象にするなど地域指定要件について特段の配慮をはかること。

2 財政力の弱い過疎地域にとって、過疎債の持つ意味と地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能は極めて重要であることから、過疎債の所要額の確保及び地方交付税の両機能の一体堅持をすること。

3 過疎地域における保健・医療対策を充実強化するとともに、勤務医師及び医療従事者の確保等を積極的にはかり、引き続きへき地に対する各種施策を推進すること。

4 国土形成計画の策定にあたっては、地理的・自然的・社会的条件の不利性の大きい過疎地域に対する十分な配慮を行うこと。

5 過疎地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、現在の郵政機能などを維持・充実できるようにすること。

6 過疎地域における義務教育職員の配置基準を緩和すること。

30 山村等地域振興対策の推進

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、就業機会が少なく所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地

域を築いていくため、山村地域の振

興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 国土形成計画の策定にあたっては、安全で豊かな国民生活の確保に重要な役割を果たしている山村地域を適切に位置づけるとともに、地理的・自然的・社会的条件の不利性の大きい山村地域に対し十分な配慮を行うこと。

2 産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。

また、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保するとともに、中高年齢者の雇用を促進するため、適切な措置を講じること。

また、山村における農林業の後継

者対策を強力に推進すること。

3 生活環境基盤の整備

(1) 町村道、農林道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設、教育施設等の整備充実をはかるため、適切な措置を講じること。

(2) 情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応し、通信事業者と連携して山村地域における光ファイバー網の整備を進めるとともに、携帯電話の利用地域の拡大が可能となる移動通信用鉄塔施設の整備を強力に推進すること。

また、地上放送のデジタル化に向けて難視聴を解消するための辺地共聴施設の整備を、放送事業者と連携して強力に推進すること。

4 鳥獣害防止対策の強化

野生鳥獣による被害が山村地域の農林漁業や住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、制度面から財政面にわたり抜本的な対策を講じること。

(1) 鳥獣被害の予防、適切な個体数管理に基づく捕獲、捕獲鳥獣の処理等に対する国の支援を強化すること。

(2) 鳥獣被害に迅速かつ的確に対応できるよう、地域の実態に応じて捕獲許可権限の町村への移譲、わなの設置等に関する規制の緩和等を行うこと。

(3) 有害鳥獣対策の技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること。

(4) 広葉樹林の植栽や里山の整備など野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進すること。

5 山村地域の実態に即した財源確保対策

活 動

山村地域に対して公共投資の重点配分を行うとともに、「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」の充実等適切な措置を講じること。

31 豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。

2 地方交付税における寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対し、適切な措置を講じること。

3 次期「社会資本整備重点計画」及び「積雪寒冷特別地域道路確保五箇年計画」の策定により、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

また、雪寒道路の指定を拡大し、除雪、防雪及び凍雪害防止対策を推進すること。

なお、消流雪用水源を確保（河川表流水の利用など）するとともに、国・県・市町村道を通ずる総合的な消除雪制度を確立すること。

4 公立学校及び公営住宅、消防防災施設等の整備を推進するとともに、医療・教育等の行政サービスの

向上と定住促進に資する、高度な地域情報通信基盤の整備を推進する等適切な措置を講じること。

5 雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、適切な措置を講じること。

6 除雪機械等の格納庫の整備を推進するとともに、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪に対し、適切な措置を講じること。

7 豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業を推進すること。

8 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

32 半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。このため、かかる現状を打開し、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の自立的発展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 半島振興法に基づき策定された

21 世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本 社 : 新 潟 市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

全国23半島地域の半島振興計画に基づき、全国的に推進できるような、長期的視点にたつて各種事業にかかる支援施策を講じること。

2 半島地域の町村にとつては地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持し、地域の実態に即した補正係数等の改善や財政需要の算定を行うこと。

3 国土形成計画の策定にあたっては、地理的・自然的・社会的条件の不利性の大きい半島地域に対する十分な配慮を行うこと。

4 次期「社会資本整備重点計画」の策定と着実な計画の実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路等の整備を推進するため、事業費を確保し、国庫補助率の特例措置を継続すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進し、適切な措置を講じること。

5 情報格差を是正するため、光ファイバー網、移动通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移动通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と連携して推進すること。

6 地上デジタル放送について、国

民の理解を得られるような確かな広報を行うとともに、難視聴を解消するための辺地共聴施設の整備等、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じないように適切な措置を講じること。

7 半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかり、有害鳥獣の駆除に対する適切な措置を講じること。

8 半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進し、適切な措置を講じること。

9 半島地域における生活用水及び産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

10 半島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

また、廃棄物処理施設等、各種生活環境施設を優先的に整備すること。

11 少子・高齢社会に対応した福祉保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

また、医療提供体制を強化し、不足する勤務医師及び医療従事者を確保すること。

12 半島地域の一体的振興をはかる

ため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調とする諸施策を推進するとともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

13 半島地域は地震や風水害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通や情報の途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を推進すること。

14 半島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられている地元町村に対して適切な措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

15 半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

16 「半島振興法」にかかる税財政金融上の特例措置を充実すること。

33 離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。

こつした状況を改善し、離島の自立的發展を促進し、島民の生活の安

定及び福祉の向上を図る必要がある。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

1 離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

(2) 離島における関係事業費については、その円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

(3) 過疎債、辺地債の所要額を確保すること。

2 国土形成計画の策定にあたっては、地理的・自然的・社会的条件の不利性の大きい離島地域に対する十分な配慮を行うこと。

3 離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

4 市町村合併により増加した一部離島の振興対策について、地域格差が生じないように総合的に講じること。

5 離島道路の整備を促進し、離島間等の架橋事業を推進すること。

6 離島航路を充実、維持し、離島航路の安全の確保と船舶の大型化、高速化、バリアフリー化の推進のため、適切な措置を講じること。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

7 離島港湾の果たす重要な役割に

活 動

鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

8 離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

9 離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

10 離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

11 離島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道の整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

12 離島地域は地震や風水害等の災害に対して脆弱であり、災害時ににおける交通や情報の途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を推進すること。

13 離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に對し、適切な措置を講じること。

14 離島のカンコン、灯油類等の燃料価格の格差是正対策を早急に講じること。

15 離島地域において、外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が

一体となつて総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられる地元町村に對して適切な措置を講じること。

また、離島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

16 情報格差を是正するため、光ファイバー網、移动通信、CATV等の高度な情報通信基盤整備を推進すること。

特に、携帯電話のサービスエリアを拡大するなど、移动通信の地域間格差を是正するため移动通信用鉄塔施設整備事業を通信事業者と連携して推進すること。

17 地上デジタル放送について、国民の理解を得られるよう的確な広報を行うとともに、難視聴を解消するための辺地共聴施設の整備等、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じないよう適切な措置を講じること。

18 勤務医師、医療従事者の確保を積極的にはかり、病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営について、適切な措置を講じること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

19 離島における地域コミュニティの活性化及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進し、適切な措置を講じること。

20 離島地域における郵政サービス

が果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、現在の郵政機能などを維持・充実できるようにすること。

34 観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よつて、国は次の事項を実現されたい。

1 観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、観光地所在町村が地域の特性を活かし、観光施策が着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

2 税財源の充実・強化

(1) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となつていことから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(2) 観光客によつて消防、清掃等に多額の経費が必要になつていことを考慮して、関係町村の実情に即した適切な措置を講じること。

(3) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

3 観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備し、適切な措置を講じること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するため、適切な措置を講じること。

(5) 空きカン、空きビン等の散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあつては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、適切な財政措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

4 宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑み、はしご車、化学車を増強するなど、消防力を強化すること。

また、大震災等の災害に備え、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

5 観光立国の実現に向け、訪日外

活 動

国人旅行者の倍增政策に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンを充実し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信し、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

また、観光ルネサンス事業を拡充し、地域の魅力の増進をはかるとともに、訪日外国人旅行者の受入体制を整備すること。

6 観光立国の実現に向け、観光行政の強化を図ること。

7 高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備し、観光地におけるバリアフリー化を推進すること。

8 連続休暇取得による国内旅行需要創出のための環境整備をはかると。

9 観光地所在町村では、電柱・電線類が良好な景観形成の妨げとなるので、電線類地中化事業を推進すること。また、観光や地域の活性化のため、景観に配慮した地域づくりに取り組むこと。

35 水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指定ダムの全てに第9条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全及び防災に関する施策等の拡充をはかること。

(5) 水源地域の活性化をはかるとともに、都市地方連携推進事業等による上下流連携を推進すること。

2 水資源開発の推進

(1) 「ウォータープラン21」を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化及び下水道整備の促進をはかること。

水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

36 産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」以下「石炭関連整備法」とする）に基づき、平成13年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は産炭地域の自立・発展に資するよう、適切な措置を講じること。

37 非鉄金属等鉱山地域対策の推進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山の休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進

するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2 休廃止鉱山所在町村における市場産業の振興対策等を拡充強化すること。

3 休廃止鉱山に係る鉱害状況の調査を推進するとともに、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
当社による元本補てん、利益の補足はありません。
お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

活 動

38 地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

2 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講じること。

3 人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4 住宅新築資金等貸付事業に伴う

償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な「本人死亡」、「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

6 地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

39 北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

40 竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業及び鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

年次有給休暇を積極的に活用しましょう

総務省

計画表の活用

取得しやすい環境づくり

連続休暇の取得促進

管理職員は取得しやすい環境整備に努めてください





1等・前後賞合わせて
サマージャンボ 3億円

◎1等/2億円 ◎1等前後賞/各5千万円 ◎2等/1億円

2007年 市町村振興宝くじ **7/19(木) 発売**

発売期間：7/19(木)～8/7(火)
 抽せん日：8/16(木)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。(財) 全国市町村振興協会/全国市長会/全国町村会/全国市議会議員会/全国町村議会議員会